

第112回徳島県都市計画審議会 会 議 録

日時 平成30年3月23日（金） 午前10時30分～
場所 県庁10階 大会議室

第112回徳島県都市計画審議会

平成30年3月23日（金）午前10時30分～
県庁10階 大会議室

<旭室長>

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から第112回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会進行を努めます旭でございます。よろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例第5条第1項の規定」によりまして、「委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席をもって成立」いたします。

当審議会の委員定数は20名でございますけれども、御出席をいただいております委員は15名でございますので、定足数を満たしておりますことを、まずもって御報告申し上げます。

続いて、御発言の際のマイク使用について簡単に御説明いたします。マイクは御発言の前に前面のボタンを押していただき、御発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるようお願いいたします。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。受付時に配布しました報道関係者の皆様へと書かれた用紙を再度、御一読いただきまして、記載事項を守っていただきますようお願いいたします。特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限られておりますので、御注意、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部森副部長より御挨拶を申し上げます。

<森副部長>

みなさんこんにちは。県土整備部副部長の森でございます。委員の皆様方には、年度末の大変お忙しいところ、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから県土整備行政、特に都市計画行政に対しまして、過分の御理解、御協力を賜っておりますことを、厚くお礼を申し上げます。

本日は、昨年12月に開催いたしましたので、今年度、第2回目の開催となります。昨年12月に開催いたしました審議会におきましては、徳島東部都市計画区域の「区域マスタープラン」と「線引き」について御審議をいただいたところです。

その内容については、これまでに国との協議も終わりをまして、都市計画決定手続きを進めさせていただいているところです。

本日の議題につきましては、徳島東部都市計画臨港地区の変更議案が2件と日和佐及び牟岐の都市計画区域のマスタープランの変更に係るもの2件のあわせて4件の審議をお願いすることといたしております。

委員の皆様方には、御意見をいただきまして、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

<旭室長>

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条」によりまして、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、近藤会長、以後の議事進行について、よろしくお願い申し上げます。

<近藤議長>

はい、委員の皆さんには、お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。早速ですが、議事に入りたいと思いますので、本日の進行に御協力をよろしくお願いいたします。

最初に「会議録署名者の指名」でございます。これについてはどのような規定になってますか。

<旭室長>

「会議録署名者」につきましては、「運営規則第14条」で、「会議録に署名する委員は2名とし、議長が会議の初めにおいて指名する」となっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

<近藤議長>

分かりました。それでは、私の方から指名をいたします。

「中村委員さん、それから清水委員さん」、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<中村委員、清水委員>

はい。

<近藤議長>

それでは、これから議題の審議に入っていきたいと思っております。報道関係者の方にはお願いですが、これから議案の審議に入りますが、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは「議案の審議に入る前まで」となって

おりますので、写真やビデオ撮影などはここまでで、御遠慮願います。

本日の議題は、お手元にご覧いただけますように、議第516号から519号の4件ですが、そのうち、最初の516号と517号は、徳島東部都市計画臨港地区の変更で共通の議案となっておりますので、この2議案について、一括して事務局から説明をお願いします。

< 鍬田課長 >

県土整備部都市計画課長の鍬田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第516号「徳島東部都市計画 臨港地区（徳島小松島港）の変更」及び議第517号「徳島東部都市計画 臨港地区（橘港）の変更」について、御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

この案件の関連資料といたしましては、「議案書」の1ページから10ページに議第516号の計画書を、また、11ページから16ページにわたりまして議第517号の計画書がございます。

参考資料といたしまして、右肩に「参考資料1」とある資料がございます。

説明に際しましては、パワーポイントを使用させていただきますが、適宜、「議案書」、「参考資料」を御参照いただくことがございますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案説明に先立ちまして、臨港地区について御説明させていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。港湾につきましても、国内外への海上物流の拠点、地域経済を支える生産活動の場、さらに港湾労働者などの憩いの場、といった多様な役割を担っております重要な社会基盤です。

「臨港地区」は、これらの役割を効率的・効果的に果たすために、港湾管理者が、水域部分である「港湾区域」と一体的に管理する必要がある水際線背後の「陸域部分」を指定した地区です。

都市計画区域内におきましては、都市計画法に基づく都市計画決定を行い、都市計画区域外におきましては、港湾管理者が港湾法に基づき指定を行います。なお、都市計画法第15条では、「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」及び「重要港湾」については県、それ以外は市町村が定めることとなっております。

徳島小松島港及び橘港につきましても、重要港湾であることから、県決定の案件ということで、県において都市計画の変更を行うものです。

臨港地区の区域指定の対象ですが、岸壁や荷さばき地等の港湾施設のほか、その背後の施設について、港湾管理者が港湾を管理運営する上で必要な施設、具体的に申しますと、貨物の取り扱いを行う「物流の場」、工場や事業所等の「生産活動の場」、緑地・レクリエーション活動を行う「憩いの場」、廃棄物処理場・下水処理場などの「生活環境の創造の場」などの立地する地域が対象となります。

臨港地区に指定されますと、港湾法に基づき、一定の行為には、工事開始の日の60日

前までに、港湾管理者への届け出が必要となります。一定の行為とは、

- ・水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良を行う場合
- ・廃棄物処理施設の建設又は改良を行う場合
- ・一定規模以上、これは、床面積の合計が2,500平方メートル以上又は敷地面積が5,000平方メートル以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合
- ・危険物取扱施設の建設又は改良を行う場合
- ・揚水施設の建設又は改良を行う場合 となっております。

また、臨港地区内にある港湾施設の一部を、港湾管理者が整備、改修する場合に、臨港地区の指定が国の補助対象の要件になっております。

近い将来、発生が予想される、南海トラフ地震等の被災時の復旧に備えるためにも、適時適切な時期に指定を行う必要がございます。

それでは、ここから、議案の説明をさせていただきます。あわせて「議案書」の3ページをご覧ください。

徳島小松島港の臨港地区につきましては、平成18年2月の港湾全体の見直しの際に一部見直しを行っておりまして、さらに平成25年3月の埋立工事完了に伴う追加指定を行っており、現在186.3haの指定となっております。

今回は、沖洲（外）^{そと}地区と元根井地区の2地区3カ所で計2.8haの臨港地区の追加指定を行って、徳島小松島港全体で189.1haの指定となる計画変更を行うものです。

この度の臨港地区の変更理由につきましては、お手元の「議案書」3ページに記載されておりますとおり、埋立地の竣工などによる港湾施設の整備並びに適切な管理運営を図るため臨港地区の区域を変更するものでございます。

それでは、「議案書」の5ページをご覧ください。この度の変更については、徳島市、小松島市の2市にわたっております。まず、徳島市分の「沖洲（外）^{そと}地区」でございます。

臨港地区は、黒塗りで示してあるエリアが既に指定済みの区域、赤丸の中の赤塗りで示している箇所が今回追加する区域です。

「議案書」の6ページをご覧ください。先ほどの総括図を拡大した計画図となっております。図面の右側ですが、マリンピア沖洲の南端で平成27年3月に水深8.5m耐震強化岸壁が、また、同年12月には岸壁背後のふ頭用地が完成し、現在はオーシャン東九フェリーが就航しております2.2haの土地でございます。

また、図面左側ですが、平成28年11月に竣工した小型船だまりのふ頭用地0.3haがございまして、徳島市分では、この2カ所を合わせて、2.5haを追加するものでございます。

次に「議案書」の8ページをご覧ください。小松島市分の「元根井地区」です。赤丸の中の赤塗りで示している箇所が今回追加する区域です。

「議案書」の9ページをご覧ください。総括図を拡大した計画図となっております。赤

塗りで示している箇所は、平成28年10月に埋立竣工した小型船だまりのふ頭用地と物揚場の0.3haの土地であり、これを追加するものです。

続きまして、橘港臨港地区の変更についての御説明をさせていただきます。「議案書」の13ページをご覧ください。

阿南市の橘港の臨港地区につきましては、平成18年2月の港湾全体の見直しの際に一部見直しを行っており、さらに平成19年12月の埋立工事完了に伴う追加指定を行い、現在190.3haの指定となっております。

今回は、「西浜地区」で0.2haの追加指定を行い、橘港全体では、190.5haの指定となる計画変更を行うものです。

変更理由につきましては、先ほどの徳島小松島港と同様に、埋立地の竣工などによる港湾施設の整備並びに適切な管理運営を図るために、臨港地区の区域を変更するものでございます。

「議案書」の15ページをご覧ください。赤丸の中の赤塗りで示している箇所が追加する区域です。

「議案書」の16ページをご覧ください。図面の真ん中より少し左に、赤塗りで示している箇所が、平成28年1月に埋立竣工したふ頭用地と水深5.5mの岸壁、0.2haの土地であり、これを追加するものです。

以上が、今回の臨港地区の変更についての概要説明でございます。

次に、臨港地区の都市計画変更手続きについて説明をいたします。お手元の「参考資料1」の1ページをご覧ください。

今回は、臨港地区の変更ということから、まず、港湾管理者である徳島県知事から、都市計画決定権者である徳島県知事に対して、平成29年9月20日付けで申し出がございました。

その申し出に基づきまして、徳島東部都市計画臨港地区徳島小松島港・橘港の変更素案を作成いたしまして、都市計画法第16条に定める住民の意見を反映させるための「公聴会」の開催を予定し、それに先んじて平成29年11月16日から「素案の縦覧・説明会」をそれぞれ実施しました。

これらの情報につきましては、県報告示の他、県・市のホームページ、新聞、広報誌、ラジオなどの各メディアでお伝えしておりましたが、説明会については、当日の出席者は無く、また公聴会においては、公述の申し出がなかったということで、中止とさせていただいております。

また、法第18条第1項により関係市の意見聴取を行いましたところ、徳島市、小松島市、阿南市から「意見なし」との回答を頂いております。時期を同じくして、法第17条第1項に基づく都市計画の案の公告・縦覧を行いました。当計画に対する意見書は提出されておられません。

議第516号、517号の徳島東部都市計画臨港地区の変更についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい。どうもありがとうございます。ただ今、議第516号、517号について、一括して説明がありました。それでは、ただ今の説明について、御質問等ございましたら。

<真田委員>

今回は、港湾施設という用途を変更するということなんですけれども、そもそも、どういう計画に基づいて整備されたものなののでしょうか。何の計画もなく、ところどころで必要だからということで、整備したものを都市計画で後追的に臨港地区に指定するということなのか、港湾の大きい計画があった上での整備があって、できたから用途を決めますということなのか知りたいところです。

<鍬田課長>

後追いと申しますか、先ほども御説明しましたように、港湾管理者が整備、開発する場合に臨港地区の指定が補助対象の要件となつてございますので、いつ発生するか分からない地震に対応するために、できるだけ臨港地区を適宜、適切に指定させていただいております。

<森副部長>

上位計画ということでございます。先ほど申しましたように、沖洲（外）地区と元根井地区につきましては、新たな用途を設定した上で、港湾法に基づきます港湾計画に、まず位置づけをして、その計画に基づいて整備させていただいた。それが埋立、竣工したということで新たな臨港地区に追加指定させていただいたということです。橋の西浜地区につきましては、既存の岸壁がございます。これも港湾計画に位置づけて、それに従って整備をやっているんですが、老朽化したということで長寿命化対策ということで、沖合いに構造物を前出しして追加工事をし、部分的に追加工事が終わったためエリアを追加することです。

<近藤議長>

はい。ありがとうございます。よろしいですか。その他、ございませんか。それでは、議第516号と517号について、採決を行いたいと思います。

議第516号、517号について、付議内容のとおり変更することが適当である。と議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<近藤議長>

特に異議ございませんので、議第516号、517号については、そのように議決します。では次の議第に入りたいと思います。

次の、議第518号と519号も、区域は異なりますけれども、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という共通性のある内容や都市計画決定手続きを行っていると同っておりますので、この2議案についても、一括して事務局から説明をお願いします。

<鍬田課長>

それでは、引き続きまして、議第518号「日和佐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、議第519号「牟岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、御説明させていただきます。

この案件の関連資料といたしましては、「議案書」の17ページから29ページに議第518号の計画書を、また、31ページ以降に議第519号の計画書がございます。

参考資料は、「参考資料1」、「参考資料2」を御参照いただきます。

まず、議案説明に先立ちまして、美波町、牟岐町の区域の概要について、御説明させていただきます。

徳島県の都市計画区域でございますが、県下には7つの都市計画区域がございます、今回は、南部圏域の2カ所、日和佐都市計画区域と牟岐都市計画区域における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の変更を行うものです。

まず、日和佐都市計画区域でございますが、美波町の一部に指定され、面積は約1,550haで、行政区域面積が14,080haですので約11%を占めてございます。

平成27年の国勢調査時の行政区域内人口は、7,092人です。都市計画区域内人口の比率は、約48%となっておりますので、約1割の土地におよそ半数の住民が居住している状況です。

高齢化率は県平均で32%ですが、美波町では45%となっており、県内第5位の高さです。

また、75haの用途地域が指定されており、役場や学校など公共施設周辺では住居系、河川、海岸付近では工業系、駅前から薬王寺への門前町付近では商業系用途が指定されています。

前が見にくいですが、お手元にパワーポイントの資料を付けてございますので説明させ

ていただきます。

美波町の行政区域内人口は30年以上前から減少を続けており、平成22年人口は30年前の昭和55年の約3分の2まで減少しています。

都市計画区域内人口につきましては、昭和60年から平成2年までは、増加傾向でしたが、その後は行政区域内人口と同様に減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来見通しでも、減少傾向が続くと予想されております。

都市施設については、10本の都市計画道路が計画決定されており、整備率としては87.2%となっております。

その他、平成11年に公共下水道が都市計画決定されておまして、74haの処理区域の約50%にあたる37haが既に供用されております。

次に、牟岐都市計画区域でございます。

牟岐都市計画区域は、牟岐町の一部に指定され、面積は約2,250ha、行政区域面積は5,662haで、約40%が都市計画区域となっております。

平成27年の国勢調査時の行政区域内人口は、4,259人、都市計画区域内の人口比率は、約98%となっておりますので、約4割の土地にほとんどの住民が居住している、非常にコンパクトな町となっております。

高齢化率は48%で、県内第3位の高さとなっております。

牟岐町の行政区域内人口も美波町と同様に減少を続けており、都市計画区域内人口についても、行政区域内人口と同様、減少傾向が続いています。

人口の将来見通しでも減少傾向が続くと予想されております。

都市施設については、2カ所の都市計画公園と2本の都市計画道路が計画決定されております。公園の整備率は85.8%、都市計画道路の整備率は73.6%となっております。

その他、中村都市下水路が都市計画決定されており、52haの排水区域のうち、57.7%にあたる30haが供用されています。

それでは、ここから、「見直しの経緯」や「区域マスタープラン」の内容について御説明させていただきます。

日和佐及び牟岐都市計画区域につきましては、昭和56年に現在の都市計画区域となっております。その後、平成12年に、都市計画法が改正され、5年以内に「都市計画区域マスタープラン」の策定が義務づけられまして、平成16年5月に、県下全ての都市計画区域において、「区域マスタープラン」を策定しております。

現在の日和佐、牟岐都市計画区域マスタープランは、この時期、平成16年5月に策定されたもので、これまで変更は行っておりませんでした。策定から長期間経過しており、本格的な人口減少・超高齢社会問題、進行する東京一極集中、切迫する南海トラフ地震へ

の備えなど、様々な課題に直面してございまして、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えております。

このため、「区域マスタープラン」の見直しに向けて、平成27年度に人口、産業、土地利用などの現状を調査する「基礎調査」、また、その将来見通しなどを分析する「分析業務」を実施いたしました。

その調査結果を基に、平成28年度に、美波町、牟岐町及び国等との事前協議を経て、素案を作成し、今年度から都市計画の見直し手続きを開始いたしました。

この「都市計画区域マスタープラン」と申しますのは、都市計画法第6条の2に基づきまして、都市の目標としての「都市づくりの基本理念」、「地域ごとの市街地像」を、また、区域区分の決定の有無、区域区分を定める方針としまして、それぞれ設定しております。

また、主要な都市計画の決定方針としまして、「土地利用の方針」、「都市施設整備の方針」等を定めることとされております。

さらに、都市計画法第18条の2に基づき、各市町村毎に策定する「市町村マスタープラン」は、「地域別のあるべき市街地像」や「地域別の整備課題に応じた整備方針」などを定めることとされておりますが、ここでは地域の都市生活、経済活動等を支える、様々な都市施設の計画等をきめ細かく定めるもので、これにつきましては、県が定める、この「区域マスタープラン」に即して定めることとされております。

今回の変更案の内容でございしますが、策定にあたっての共通の課題や施策、方針についての概要を御説明をさせていただきます。

「参考資料2」の3ページから日和佐都市計画区域の、13ページからは牟岐都市計画区域のマスタープランの新旧対照表を付けてございます。右側には「現在」のもの、左側は「変更案」でございまして。

「参考資料2」の4ページをご覧ください。日和佐都市計画区域マスタープランの新旧対照表で、牟岐も同様ですが、今回、新たに「基本的考え方」を追加しまして、「区域マスタープランの目的」や「見直しにあたっての考え方」をお示しすることといたしました。

この中では、「本格的な人口減少・超高齢社会問題、切迫する南海トラフの地震への備え、さらには地球環境問題の深刻化など、社会経済情勢が大きく変化する中、近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な都市再生を実現するための平時からの取り組み、またICT活用による多様な働き方の創出など、新たなまちづくりの考え方のもと、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、快適で安全・安心なまちづくりを推進していく」ことを記載させていただいております。

スライドでございしますが、続いて、「都市計画の目標」で基本的事項の「目標年次」につきましては、平成22年を基準年とし、「都市づくりの理念」や「将来の都市構造」は、概ね20年先を展望しつつ、「区域区分」及び「都市施設の整備」等は、策定から概ね10年

後の平成37年の姿として策定しております。

都市づくりの理念ですが、これまでのマスタープランにも都市づくりの理念は、定めておりましたが、これまでの理念は、各地域の将来像とし、この度の変更にあたっては、美波町及び牟岐町の総合計画等の地域の状況を踏まえつつ、3つの理念として新たに再整理しました。1つ目は「すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり」、2つ目は「地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり」、3つ目は「美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり」とさせていただきます。

続きまして、「区域区分の決定方針」でございます。「区域区分の有無」としましては、両区域とも、これまで同様に「区域区分」いわゆる線引きは定めない、としております。

これにつきましては、「過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測されること」、「工業出荷額、商品販売額は減少傾向にあり、開発圧力及び農地転用も低調であるため、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられること」が主たる理由です。

また、日和佐都市計画区域につきましては、JR日和佐駅周辺の市街地において用途地域が指定されておりますので、今後とも用途地域により、土地利用誘導を行うことが適当と考えられる。という記載をしております。

牟岐都市計画区域には用途地域はございませんので用途地域に関する記載はございません。

続いて、「主要な都市計画の決定方針」ですが、「東日本大震災」や「熊本地震」などの教訓を踏まえ、「大規模自然災害への対応」や「地域特性に応じた土地利用」を「基本方針」とし、特に「都市防災に関する方針」としまして、「災害リスクの周知や避難施設の確保により、津波被害が発生する恐れのある区域につきましては、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、建物の耐震化、耐浪化等の促進に努めること」、また、「復興まちづくりの整備手法の検討や意向把握、合意形成に努めるとともに、復興まちづくり計画を見据え、復興阻害要因の解消に努める」などの方針を追加いたしました。

次に、「都市施設の整備方針」でございますが、「交通体系」に関しましては、「阿南安芸自動車道の整備促進やこれらの主要な幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上」を、また、「JR、バスなどの公共交通の利用促進に努め、その維持・存続を図るほか、地域に根ざした公共交通ネットワークの形成に努める」ことを追加しております。

「下水道」につきましては、美波町では公共下水道の整備促進や浄化槽の設置推進を、牟岐町では「とくしま生活排水処理構想2017」を踏まえ、合併処理浄化槽の整備の推進を記載しております。

「河川事業」としましては、「既存施設の機能維持に加え、水害の頻発や激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させる」ことや、「防災上支障の無い限り、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める」ことを追加するなどしております。

続きまして、ちょっと見にくいので、「参考資料2」の1ページをご覧ください。これまでの説明を整理したものが、この一枚物となっております。左上に書かれていますように、マスタープランの見直しの背景となる課題を整理し、新未来創造とくしま行動計画、これは県において策定しておりますが、これに位置づけている、様々な取組みを踏まえて、新たな視点で見直しを行うこととしました。

右側に移りまして、見直しにあたってのポイントとしては、先ほど御説明させていただいた、「基本的な考え方」を新たな項目として前段に追加し、考え方で3つの理念を定め、「共通の施策」と地域の「独自施策」として整理しました。

地域の「独自施策」として、少し御説明いたしますと、日和佐都市計画区域では、

- ・津波浸水想定区域からの移転用地、移住・定住を促す住宅地等の高台整備
- ・応急仮設住宅の建設を想定したリバーシブルな公園整備
- ・道の駅日和佐と周辺観光資源との連携による魅力の向上
- ・歴史、文化資産と調和した町並みの保全・活用

など「地域防災公園」や「道の駅日和佐」の広域的な情報発信・交流拠点としての土地利用、薬王寺やその門前町である桜町通りの保存・活用といった施策を追加しています。

牟岐都市計画区域では、

- ・県立海部病院を核とした新たな防災・医療拠点の整備
- ・災害リスクを配慮しつつ、地域の意向を踏まえた海部病院跡地の利用
- ・重要伝統的建造物群保存地区、これは出羽島でございますが、町並みの保全と良好な景観の形成
- ・日本で唯一となる出羽島大池のシラタマモ自生地、南阿波サンライン風景街道など、全国に誇る自然や景観と共生するまちづくり

など、地域に根ざした防災対策や歴史や自然、景観を活用した施策を追加しております。

次に、都市計画変更の手続きについて御説明をいたします。お手元の「参考資料1」の3ページをご覧ください。

これまでの都市計画手続きでございます。先ほどの臨港地区の変更と1ヶ月程遅れての着手となっております。臨港地区の変更と同様に、「公聴会」の開催を予定し、それに先んじて、平成29年12月13日から「素案の縦覧・説明会・パブリックコメント」をそれぞれ実施しました。

これらの情報についても、先ほどと同様に、県報告示の他、県・町のホームページ、新聞、ラジオなどの各メディアでお伝えしたところ、美波町で実施した説明会において、1名の出席者がありました。

意見の要旨は、3ページ中段に記載しておりますが、今後の事業の進め方や記述の方法についての御意見をいただきました。

また、パブリックコメントでは、3件の御意見をいただきました。内容は、参考付図の

凡例の表記の仕方が分かりにくいとか、阿南安芸自動車道の表記の仕方、南海トラフ地震の発生確率の時点修正したほうが良いのではとの意見でした。

公聴会は、臨港地区と同様に、公述の申し出がなく、中止しております。

4ページをご覧ください。都市計画区域のマスタープランについては、法第18条第3項により、決定・変更ともに国土交通大臣の事前協議と同意が必要な案件となっておりますことから、本年1月19日から事前協議を行っており、2月19日には「意見なし」として回答をいただいております。

また、法第18条第1項により、関係する美波町、牟岐町の意見聴取を行いましたところ、両町から「意見なし」との回答を頂いております。

時期を同じくして、法第17条第1項に基づく都市計画の案の公告・縦覧を行いました。が、当計画に対する意見書は提出されておられません。

議第518号、519号の変更についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

<近藤議長>

はい、ありがとうございました。ただいま、議第518号、519号について説明がありました。これについて、御質問等をいただきたいと思います。

<近藤委員>

中身の本質的なところではないんですが、「議案書」の25ページと「参考資料2」の1ページに書いてある言葉の問題なんですが、リバーシブルな公園整備というリバーシブルという言葉は少しおかしいのではないかと。裏表みたいなことかなと思うので、表現を変えられたらどうかなと思いました。

<鍬田課長>

この表現につきましては、あえて使わせていただいております。平時における災害時ということでは、ある意味リバーシブルという言い方をさせていただいております。平時の使い方では当然、公園やレクリエーションとして使っていただいて、いざ発災したときには応急仮設住宅用地へ建てるためにということで、リバーシブルという表現にさせていただいております。よろしくお願いたします。

<近藤議長>

ありがとうございました。他にございましたらどうぞ。

<真田委員>

全体としては、防災のことが都市計画に入って、すごく良いと思います。用語の話なんですけれども、「参考資料2」の4ページの基本的考え方のところ、真ん中より少し上くらいのところにバックキャストの視点に立ちと書いてあるんですが、あまりこういう外来語を多用しないというのが最近の流れだと思いますので、マスタープランというのはしょうがないとしても、バックキャストというのは、一般にはそこまで広がっていないので分かりやすくした方がよいのではないかと思いました。

< 鍬田課長 >

ありがとうございました。実は、県の方で策定しました「徳島県震災復興都市計画指針」でもあらゆるところでバックキャストという言葉を使わせてもらっております。

都市計画そのものは、将来を見通して、それをバックキャストしながら、今の整備を進めていくという手法ということで、こういった表現を使わせていただいております。確かに浸透していない用語でもございますし、用語の解説も含めて注釈を付けさせていただけたらと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

< 近藤議長 >

用語についてはいろいろ出ておりますけれども、県民の皆さんが十分把握できるように対応よろしくをお願いします。他にございますか。

それでは、議第518号と519号について、採決を行いたいと思います。この2つの議案について、付議内容のとおり変更することが適当であると議決してよろしいでしょうか。

< 各委員 >

異議なし。

< 近藤議長 >

はい。異議なしということでございますので、この議第518号、519号については、そのように議決をいたします。

ここまでで、本日用意した議案の審議は、終了ということになりました。

それでは、事務局の方から、何かございますか。

< 事務局 >

ございません。

< 近藤議長 >

はい、ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、予定しておりました議事等は、全て終了でございます。

それでは、私の司会進行を終わりにしまして、事務局にお返ししたいと思います。御協力、どうもありがとうございました。

<旭室長>

それでは、森副部長より、閉会の御挨拶を申し上げます。

<森副部長>

閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、4件とも御承認いただきましてありがとうございました。今後、この4件につきましては所定の手続きを順次進めて参りたいと考えております。

また、今回、審議の中で、カタカナの言葉使いということで何か所か御指摘をいただきました。

県としては、いろいろな場面で使わせていただいている言葉ではございますけれども、今後とも、県民の方々に御理解いただけるような言葉使い、文字というものを考えて参りたいと思います。使わせていただいた言葉につきましては、県民の皆様方に理解していただくような、先ほど課長も説明ございましたように、例えば注釈をつけるとか、そういうことも検討して参りたいと思います。委員の皆様におかれましては、引き続き、御指導いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

<旭室長>

それでは、これを持ちまして、第112回徳島県都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—以上—

会議録署名

清水委員

清水 康代 

中村委員

中村 太 
